

令和7年度（2025年度）熊本県移住定住促進プロモーション（オンライン等）実施業務委託仕様書

1 事業の目的

本県では、県外在住者に対し本県への移住定住を促すため、移住相談窓口の設置、首都圏での移住相談会・交流会の実施、オンラインイベント、SNSによる情報発信等、市町村等と連携しながら多様な移住定住促進プロモーションの取組みを展開している。

本事業では、主に県外在住の若年層（20～30代）を対象に、「くまもと暮らし」の魅力を広く周知し、移住先としての熊本県を認知してもらい、本県への移住に向けた行動変容を促すため、動画や画像等の作成、SNSでの情報発信等を実施する。

2 委託業務名

令和7年度（2025年度）熊本県移住定住促進プロモーション（オンライン等）実施業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月20日まで

4 委託内容

（1）移住定住促進プロモーションの実施

本県の移住定住促進プロモーションの一環として、次の事業を行うこと。

- ① 熊本県地域振興課SNSアカウントの管理・運用、動画等の作成（詳細は（2））を行うこと。

【熊本県地域振興課SNSアカウント】

Instagram	【公式】くまモンふるさとセンター (kumamotokurashi_ijyu)
Youtubeチャンネル	くまもと移住 (@くまもと移住- 1x)

なお、令和7年度の移住定住促進プロモーションでは、「くまもとで、まってる。」をキャッチフレーズにした、くまもと暮らしや風景を撮影した画像（ポスターも10種類作成）を活用したイメージ戦略を図ることとしている。契約締結後、県と協議のうえ、本キャッチフレーズや画像を活用した動画及び画像の作成等に努めること（当該画像データ（二次利用可）は県から提供する。）。

業務の実施にあたっては、本県の関係機関（市町村含む）及び関連事業と連携し、プロモーションの効果を最大化すること。

- ② 市町村職員向け研修会（詳細は（3））を行うこと。

③ 留意事項

ア 業務の実施にあたっては、業務スケジュール表を基に、県と協議のうえ実施すること。

イ より効果的なプロモーションとするため、本業務実施中は県と協議のうえ、県が定める頻度で経過報告等を行うとともに、必要に応じ実施方法等の変更を行うこと。

（2）熊本県地域振興課SNSアカウントに掲載する動画等の作成、管理及び運用の実施

① 業務内容

ア 動画等の作成

- ・ くまもと暮らしの魅力をより多くの人に広く伝えるため、熊本県地域振興課 SNS アカウントにチャンネルに掲載する動画等を作成すること。

なお、上記の業務内容については、必要な機材・会場の手配、出演者の手配、取材撮影、関係者との連絡調整、動画編集、広告等、業務の遂行に必要なすべての対応を含む。

画像、動画等の作成にあたっては、市町村等に情報提供を求めるなど、適宜連携すること。

○ 作成物

種類	内容	作成数
動画	ショートバージョン(目安1分以内) 次の条件を満たすものとする。 * くまもと暮らしの魅力を紹介するもの * 音楽、テロップ、ナレーション等による効果的な編集を行い、多くの閲覧者が動画を再生したくなるような構成	15 本以上
	ロングバージョン (目安30分以内) 次の条件を満たすものとする。 * くまもと暮らしの魅力を、起業した移住者など熊本県の様々な分野で活躍しているゲストが語るもの * 音楽、テロップ、ナレーション等による効果的な編集を行い、多くの視聴者が見やすい構成	4 本以上
	ロングバージョンのショート版(目安1分以内)	4 本以上
画像	Instagramに投稿する画像 次の条件を満たすものとする。 * くまもと暮らしの魅力を紹介するもの * 画像をタップして他の投稿内容の確認、投稿文の閲覧などのアクションにつながるようなテロップの挿入など、効果的な編集を加えたもの	30 点以上

イ 熊本県地域振興課 SNS アカウントの管理・運用

- ・ 熊本県地域振興課 SNS アカウントを適切に管理、運用すること。
- ・ 4 (2) ①アの動画等の作成で作成した動画、画像を投稿すること。
また、この他に県からイベント、画像等のデータ提供があった場合は、データを編集し、熊本県地域振興課 SNS アカウントから投稿すること。
なお、動画、画像を投稿する際は、熊本県移住定住ポータルサイト「KUMAMOTO LIFE」(<https://www.kumamoto-life.jp/>) への誘導、県または関係機関(市町村含む)のイベント等への誘客、市町村紹介を行うなど、プロモーションの効果の最大化に努めること。
- ・ 県の依頼に応じて、アカウントの登録者数、動画再生数等の運用状況について報告すること。

ウ 熊本県地域振興課 SNS アカウントの視聴、登録への誘導のため、SNS 広告を1回以上行うこと。

② 留意事項

- ア 動画、画像等の投稿内容、投稿時期については、県と協議の上、決定すること。

- イ 動画、画像等を投稿する際は、熊本県の各広域本部及び地域振興局の10エリアからバランスよく取り上げること。
- ウ 別に実施する「令和7年度(2025年度)熊本県移住定住促進プロモーション(対面移住イベント)実施業務」(以下、「対面移住イベント業務」という。)と適宜、連携しながら業務を遂行すること。
- エ 県と週1回程度の定期的な打合せを行うこと。県が求める場合は、対面移住イベント業務の委託事業者との3者で打合せを行うこと。
- オ 投稿した動画、画像について問題が生じた場合は、速やかに県に報告し、適切に対応すること。

(3) 市町村職員向け研修会の実施

① 業務内容

- ア 市町村職員が全国に向けて地域の魅力を発信し、移住候補地としての認知度を高めるために、市町村職員のデジタルツール(インターネット、SNS等)活用能力の向上を目的とした研修会を開催すること。

○ 研修

実施方法	テーマ	開催回数
オンラインまたは対面(両方も可)	デジタルツールを活用した効果的なプランニング、マーケティング等	1回以上
	効果的なSNS活用方法、写真撮影、編集方法等	1回以上

- イ 研修会実施後、研修の動画はアーカイブ化し、市町村職員が視聴できるようにすること。
- ウ 研修会実施後、市町村職員から研修会に関連する質疑があれば助言を行うこと。

② 留意事項

- ア 必要なWEB会議サービス等に使用するアカウント等は本委託料の中で取得すること。

5 業務進捗報告及び完了報告

- (1) 受託者は、委託期間満了までに、熊本県地域振興課SNSアカウントの視聴数、登録者数、動画再生数、リアクション等の動向を分析するとともに、業務全体に関する振り返りを行い、改善策を実施すること。
- (2) 受託者は、業務期間中、県の求めがあった場合、業務の進捗状況に関する報告を行うこと。
- (3) 受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに知事宛てに報告すること。

6 委託料について

委託料は業務完了後一括払いとし、委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費(人件費、謝金、旅費、役務費、需用費等)及び一般管理費とする。(別紙委託対象経費参照)

備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。機材等の場合、事業期間内のリース料は認める。

なお、本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておくこと。また、必要に応じ県が関係書類の提出を求めた場合は提供する

こと。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、受託者からの提案内容を実施すること。
- (2) 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (4) 個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- (5) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。但し、県と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- (6) 本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び使用权は、全て熊本県に帰属する。
- (7) 本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。